

都市計画案に対する意見書の要旨及び回答書

都市計画の種類及び名称

東京都市計画地区計画 桜丘地区地区計画

【実施概要】

	縦覧期間・場所	意見書の数
都市計画案の公告・縦覧・意見書の提出	平成28年9月28日から 平成28年10月12日 まで 渋谷区役所都市計画課	1 通

【意見書の要旨と区の回答】

意見書の要旨	区の回答
<p>平成28年6月23日に施行された改正風俗営業法について</p> <p>この度の「風営法改正」は、これを歓迎する関係者がいる一方で、その業種業態による負の影響が、近隣住民の平穏な生活を脅かす難題を孕んでいます。</p> <p>当桜丘地区に改正風営法を適用せざるを得ませんが、桜丘地区のまちの特性を大事にしたい事から、風営法の変更に伴って、そのまま地区計画も変更することについて、大変懸念しております。</p> <p>この度の「風営法改正」により、住民の平穏な生活が著しく阻害され、地域全体でその被害対象者になりかねません。一旦このような事態になると、阻害要因である発生源の根絶は想像以上に容易ではありません。未然防止の対策として、地区計画による風営法規制を強く要</p>	<p>近年のダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、ダンス自体に着目した規制は行わないこととして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）が改正され、風俗営業からダンスホール等の営業が除外されました。</p> <p>また、近年、ナイトライフの充実を求める国民の声が高まり、ダンスをめぐる国民の意識が変化する中、旧風営法第2条第1項第3号の営業（ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業。以下「旧ナイトクラブ営業」という。）についても、ダンス自体に着目するということではなく、それぞれの営業の実態、風俗上の問題を生じさせるおそれ等を勘案しながら</p>

請致します。

必要に応じた規制を行うこととし、低照度で営まれる営業を除き、旧ナイトクラブ営業自体については風俗営業から除外することとされました。

以上、法改正の趣旨を踏まえ風営法において風俗営業から除外されたものについては、桜丘地区地区計画における建築物等の用途の制限についても用途規制から除外します。

要望

各要望に対する回答は以下のとおりです。

1. 地区計画について「渋谷駅周辺桜丘地区A・B地区及びC地区」に建築してはならない建築物の表記について「建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ほ）項3号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの」とありますが、「ダンスホール」を追加して表記していただきたい。

ダンスホールはおそらく騒音問題となると考えられることから、「国住指導第1043号、国住街第45号、平成27年6月24日 国土交通省住宅局長」においてダンスホールをカラオケボックスとして取扱うとの通知はされているが、ダンスホールがカラオケボックスと類似するものとする法的根拠は不安定であるとおもわれるから。

風営法改正により「ダンスホール」は、風俗営業から除外されました。そのため、地区計画においても「ダンスホール」の記述を建築物等の用途の制限から除外します。

ただし、風営法改正後においては、意見書のとおり、国土交通省住宅局長通知「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正について（技術的助言）」により、用途規制上「ダンスホール」が「カラオケボックスその他これに類するもの」（建築基準法別表第2（ほ）項第3号）に該当するものとして取り扱うこととされるため、「カラオケボックス等その他これに類するもの」を規制している桜丘地区地区計画では、従前どおり建築物等の用途の制限で「ダンスホール」

<p>2. 「地区計画」において、桜丘地区は、今回の法改正により、「風営法による風俗営業から除外」された下記の営業について、当地区においては、禁止区域とする。</p> <p>1) 対象内容：特定遊興飲食店営業（許可制：10ルクス超・深夜+ダンス+酒類）</p> <p>2) 対象内容：飲食店営業（10ルクス超・深夜+ダンス+飲食（酒類除く））</p> <p>3) 対象内容：飲食店営業（10ルクス超・深夜以外（6～24時）+ダンス+飲食）</p> <p>3. 「地区計画」において、桜丘地区は「上記に関連する深夜営業を禁止」とする。</p> <p>4. 「渋谷エンタメフェス2016」及びこれと同類のイベントは、当地区のように、平穏な生活を営む居住者の多い地域まで派生しない様、地域を限定して行うことを明確にする。</p>	<p>が規制されることとなります。</p> <p>風営法改正により「ナイトクラブ」は、低照度飲食店営業に該当するものについては風俗営業として規制され、該当しないものは風俗営業から除外されました。法改正の趣旨を踏まえ、地区計画においては、風俗営業に該当する低照度飲食店営業については、従前どおり用途の規制をしますが、風俗営業から除外されたものについては、新たに用途の規制は行ないません。よって、意見書の1)、2)及び3)については、用途の規制は行ないません。</p> <p>地区計画では、制度として店舗等の営業時間を規制、制限することはできません。</p> <p>地区計画では、地域のイベントの実施を規制、制限することはできません。</p>
---	---